

# 資料1

## 選択的夫婦別氏制度について

### 一 我が国における検討状況

#### 1 婚姻制度等に関する民法改正の検討の経緯について

昭和22年 民法改正（昭和22年法律第222号）

昭和30年 「法制審議会民法部会小委員会における仮決定及び留保事項」

昭和51年 民法改正（昭和51年法律第66号）  
→ 婦氏統称制度の導入（民法767条2項）

平成3年 法制審議会身分法小委員会における審議開始  
→ 以後の経緯につき資料①参照

#### 2 婚姻制度等に関する民法改正要綱試案（平成6年7月公表）について

夫婦別氏制度についての三つの案の異同（資料②及び資料③）

#### 3 民法の一部を改正する法律案要綱（平成8年2月26日法制審議会答申）について

要綱試案と対比した要綱の考え方の特徴と主要な論点

- 氏か呼称か。
- 同氏原則か別氏原則か。
- 子の氏を何時どのように定めるか。
- 子の氏を統一するか。

### 二 諸外国の状況

資料④

## 婚姻制度等に関する民法改正の検討の経緯

昭和50年 国連総会で「国際婦人年」として決議され、それに続く10年間を「国連婦人の10年」と定められる。総理府に「婦人問題企画推進本部」が設置される。

昭和59年 国連総会で「女子差別撤廃条約」が採択され、我が国も批准する。

昭和61年 婦人問題企画推進本部が「婦人問題企画推進有識者会議」を設置する。

昭和62年 世論調査（夫婦別姓賛成13%，同反対66%）

平成2年 世論調査（夫婦別姓賛成30%，同反対52%）

平成3年

1月 法制審議会身分法小委員会が審議を開始する。

4月 婦人問題企画推進有識者会議が「国内行動計画」を閣議に報告する。その中で法務省に対し、「男女平等の見地から、夫婦の氏や待婚期間のあり方を含めた婚姻及び離婚に関する法制の見直しを行うこと」が提言される。

平成4年 法務省民事局参事官室が法制審議会身分法小委員会の審議の結果を踏まえ「婚姻及び離婚制度の見直し審議に関する中間報告（論点整理）」を公表。

平成6年

7月 法制審議会民法部会が審議結果をまとめた「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」を承認。

9月 世論調査（夫婦別姓賛成27.4%，同反対53.4%）

平成8年

2月 法制審議会が「婚姻制度等に関する民法改正要綱」を答申。

6月 世論調査（夫婦別姓賛成32.5%，同反対39.8%）

同月 自由民主党法務部会内に「家族法改正に関する小委員会」が設置される。

平成9年

3月 民主党が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第140回国会に提出。会期末に採決により、廃案となる。

6月 社会民主党と新党さきがけが議員立法として「民法の一部を

改正する法律案」を第140回国会に提出。会期切れにより、廃案となる。

平成会が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第140回国会に提出。会期切れにより、廃案となる。

#### 平成10年

6月 民主党、平和・改革、共産党、社会民主党、新党さきがけが議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第142回国会に提出する（審議は行われず、継続審議となるも、平成11年8月、第145回国会閉会により廃案となる）。

#### 平成11年

12月 民主党、日本共産党、社会民主党、新党さきがけ等が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第146回国会に提出（衆議院・参議院それぞれに提出）。衆議院提出分は継続審議となり、参議院提出分は会期切れで廃案となる。

#### 平成12年

1月 民主党、日本共産党、社会民主党等が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第147回国会に提出（参議院）。

5月 参議院法務委員会において審議。

6月 会期切れで衆議院提出分と共に廃案となる。

9月 男女共同参画審議会が夫婦同姓の見直しを含んだ答申（「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」）を公表。

10月 民主党、日本共産党、社会民主党等が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第150回国会に提出（参議院）。会期切れで廃案となる。

12月 選択的夫婦別氏制度の導入の検討を含む男女共同参画基本計画が閣議決定される。

#### 平成13年

5月 民主党、日本共産党、社会民主党等が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第151回国会に提出（衆議院・参議院）。

6月 参議院法務委員会において提案理由説明。

公明党が議員立法として「民法の一部を改正する法律案」を第151回国会に提出（衆議院）。

衆議院提出分2件（民主・共産・社民党案及び公明党案）は継続となり、参議院提出分は会期切れで廃案となる。

選択的夫婦別氏制度の導入に関する民法改正要綱試案（平成6年7月）対比表

A案 (夫婦の氏及び別姓夫婦の子の氏の定め)	B案 (夫婦の氏)	C案 (夫婦の氏)
○ 夫婦は、夫又は妻の氏を称する。ただし、この定めをしないこととすることもできる。	○ 夫婦は、①夫又は妻の姓若しくは②各自の婚姻前の氏を稱することができます。	○ 夫婦は、夫又は妻の氏を称する。ただし、婚姻により氏を改めた者は、婚姻前の氏を自己の呼称とすることができる。
○ 婚姻の際に子の氏を定める必要がある。		
○ (別氏夫婦の子の氏)	(別氏夫婦の子の氏)	
○ 父母が婚姻の際に定めた氏を称する (子の氏は統一する。)。	○ 父母が子の出生の際に定めた氏を称する (子の氏の統一を要求しない。)。	
○ (別氏夫婦の養子の氏)	(別氏夫婦の養子の氏)	
○ 登親が婚姻の際に定めた氏を称する (子の氏は統一する。)	○ 姊子が未成年者であるときは養親が、養子が成年者であるときは養親の当事が、養親の際に定めた氏を称する (子の氏の統一を要求しない。)。	
○ (既婚夫婦への適用)	(既婚夫婦への適用)	
○ 既婚の夫婦も、婚姻中に限り、改正法の施行後1年間は、その合意に基づく届出(共同届出)によつて別氏夫婦になることができる。	○ 同左	○ 既婚夫婦のうち婚姻により氏を改めた者は、改正法施行後1年間は、相手方の同意を得て届け出ることによつて、呼称制度を利用することができます。

婚姻制度等に関する民法改正要綱試案

## 婚姻制度等に関する民法改正要綱試案

### 第一 婚姻の成立

#### 一 婚姻の要件

##### 1 婚姻最低年齢 (七二二一条関係)

男女共、満十八歳にならなければ、婚姻をすることができないものとする。

(注) 一八歳未満であつて、一定の年齢（例えば満六歳）に達した者について、特別の要件を充たす場合を例外的に婚姻をすることを認める制度は、設けないものとする。

2 未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を得なければならぬが（七二二七条）、その同意を得ないでされた婚姻でも取り消すことはできない（七四二三条参照）とする現行の制度は、維持する。

##### 2 再婚禁止期間 (七二三三条、七四四条、七四六条関係)

(一) 女は、前婚の解消又は取消しの日から一百日を経過した後でなければ、再婚をすることができないものとする。

(二) 女が前婚の解消又は取消しの日から一百日以内に出産したときは、その出産の日から、(一)を適用しないものとする。

(注) 1 (一)の再婚禁止期間中であつても、女が懷胎していないうとだつての医師の証明がある場合には、例外的に再婚を認めることとするかどうかについては、なお検討する。

24 再婚禁止期間の規定に違反してなされた婚姻については、これを取り消し得るものとする現行の制度は、維持する。

## 二 婚姻の無効及び取消し

1 失踪宣告を受けた者の配偶者の再婚と失踪宣告の取消し（七四四条、七三二条、三二条、八一九条関係）

(1) 失踪宣告が取り消された場合において、その宣告を受けた者の配偶者がその取消しの前に再婚をしていたときは、その再婚をした者と失踪宣告を受けた者との婚姻は、復活しないものとする。

(2) 未成年の子の父母の一方が失踪宣告を受けた後、これが取り消された場合において、(1)により、父母の婚姻が復活しないものとされるときは、失踪宣告を受けた者の親権は、復活しないものとする。この場合において、子の監護に必要な事項については、第七六六条の規定を準用するものとする。

## 第二 婚姻の効力

### 一 夫婦の氏

(A案)

1 夫婦の氏（七五〇条関係）

(1) 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称するものとする。ただし、この定めをしないこととすることができるものとする。(以下、この定めをして夫又は妻の氏を称する夫婦を「同氏夫婦」とい

い、この定めをしないで、それぞれ婚姻前の氏を称する夫婦を「別氏夫婦」という。)

(2) 別氏夫婦は、婚姻の際に、夫又は妻のいずれかの氏を、子が称する氏として定めなければならないものとする。

(三) 別氏夫婦は、婚姻後、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、夫又は妻の氏を称することができるものとする。

2 実子の氏（七九〇条関係）

(一) 同氏夫婦の子の氏

同氏夫婦の子の氏の取扱いは、現行法どおりとするものとする。

(二) 別氏夫婦の子の氏

別氏夫婦の子は、(一)により定められた氏を称するものとする。

3 養子の氏（八一〇条、八一六条関係）

(一) 養親が同氏夫婦である場合

養親が同氏夫婦である場合における養子の氏の取扱いは、現行法どおりとするものとする。

(二) 養親が別氏夫婦である場合

(1) 養子は、(一)により定められた氏を称するものとする。

(2) 養子は、別氏夫婦のいずれとも離縁した場合に限り、縁組前の氏に復するものとする。

4 子の氏の変更（七九一条関係）

(一) 同氏夫婦の子の氏の変更

同氏夫婦の子の氏の変更の取扱いは、現行法どおりとするものとする。

## 〔1〕別氏夫婦の子の氏の変更

(1) 別氏夫婦の子は、父母の婚姻中は、自己と氏を異にする父又は母の氏を称することができないものとする。

(2) 別氏夫婦の子は、自己と同じ氏を称していた父又は母が氏を改めたことにより、その父又は母と氏を異にする場合には、父母の婚姻中に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父又は母の氏を称することができるものとする。

(3) 別氏夫婦が同氏夫婦となつたときは、子は、家庭裁判所の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、その父の氏を称することができるものとする。

(4) 別氏夫婦の子は、父母の婚姻が解消し又は取り消された後は、家庭裁判所の許可を得て、戸籍法の定めることにより届け出ることによつて、氏を異にする父又は母の氏を称することができるものとする。

(5) 子が一五歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わつて、(2)から(4)までの行為をすることができるものとする。

(6) (2)から(5)までによつて氏を改めた未成年の子は、成年に達した時から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、従前の氏に復すことができるものとする。

## 5 既婚夫婦への適用

〔1〕改正法の施行前に婚姻によつて氏を改めた者は、その婚姻が継続している場合に限り、同法の施行の日から一年以内に戸籍法の定めるところにより配偶者と共に届け出ることによつて、自己の氏を婚姻前の氏に変更することができるものとする。

(二) (一)により夫又は妻が婚姻前の氏を称することとなつたときは、当該夫婦の婚姻の際の氏の定めを(一)による子が称する氏の定めとみなすものとする。

(B案)

1 夫婦の氏 (七五〇条関係)

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称することができるものとする。(以下、この定めをして夫又は妻の氏を称する夫婦を「同氏夫婦」といい、この定めをしないで、それぞれ婚姻前の氏を称する夫婦を「別氏夫婦」という。)

(注) 婚姻後の別氏夫婦から同氏夫婦への転換及び同氏夫婦から別氏夫婦への転換は、いずれも認めないこととする。

2 美子の氏 (七九〇条、七九一条関係)

(一) 同氏夫婦の子の氏

同氏夫婦の子の氏の取扱いは、現行法どおりとするものとする。

(二) 別氏夫婦の子の氏

別氏夫婦の子は、その出生時における父母の協議により定められた父又は母の氏を称するものとする。

(注) 子の出生時に父母の協議が調わない場合又は協議をすることができない場合における子の氏の定め方については、なお検討する。

3 養子の氏 (八一〇条、八二六条関係)

(一) 養親が同氏夫婦である場合

養親が同氏夫婦である場合における養子の氏の取扱いは、現行法どおりとするものとする。

(二) 養親が別氏夫婦である場合

(1) 養子が未成年者であるときは、養子は、縁組時ににおける養親夫婦の協議により定められた養父又は養母の氏を称するものとする。

(2) 養子が成年者であるときは、養子は、縁組の際に、当事者の協議によって定めるところに従つて、養父又は養母の氏を称するものとする。

(3) 養子は、別氏夫婦のいずれとも離縁した場合に限り、縁組前の氏に復するものとする。

4 子の氏の変更（七九一条関係）

(一) 同氏夫婦の子の氏の変更

同氏夫婦の子の氏の変更の取扱いは、現行法どおりとするものとする。

(二) 別氏夫婦の子の氏の変更

(1) (1)、(2)及び(4)から(6)までは、A案と同様とするものとする。

(2) (1)において引用するA案も(1)にかかわらず、子は、成年に達した時から二年以内に、家庭裁判所の許可を得ないで、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、成年に達した時に称していた氏と異なる父又は母の氏を称することができるものとする。

(3) 子相互間で氏が異なる場合に、その氏を統一する方向での氏変更を認めるかどうかは、なお検討する。

## 5 既婚夫婦への適用

(一) 改正法の施行前に婚姻によつて氏を改めた者は、その婚姻が継続している場合に限り、同法の施行の日から一年以内に戸籍法の定めるところにより配偶者と共に届け出ることによって、自己の氏を婚姻前の氏に変更することができるものとする。

(二) (一)により、父又は母が氏を改めたことによつて子が父又は母と氏を異にするときは、子は、父母が(一)の届出をした日から三か月以内に、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、氏を改めた父又は母の氏を称することができるものとする。この場合においては、(四)(二)において引用するA案4(1)(5)及び(6)を準用するものとする。

(三) (一)の場合に、家庭裁判所の許可を要件とするかしないかについては、なお検討する。

## 〔C案〕

### 1 夫婦の氏 (七五〇条関係)

- (一) 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称するものとする。
- (二) 婚姻により氏を改めた夫又は妻は、相手方の同意を得て、婚姻の届出と同時に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、婚姻前の氏を自己の呼称とすることができるものとする。
- (三) (一)により婚姻前の氏を自己の呼称とする夫又は妻は、戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その呼称を廃止することができるものとする。

七六七条二項（離婚復氏後の婚氏統称）の規定は、婚姻中、婚姻前の氏を自己の呼称としていた者には適用しないものとする。

### 3 経過措置

改正法の施行前に婚姻によつて氏を改めた者は、その婚姻が継続している場合に限り、相手方の同意を得て、同法の施行の日から一年以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによつて、婚姻前の氏を自己の呼称とすることができるものとする。

## 二 夫婦間の契約取消権（七五四条関係）

夫婦間の契約取消権の制度は、廃止するものとする。

## 第三 夫婦財産制

### 一 夫婦財産契約

現在の制度を当面維持するものとする。

(後注) 夫婦財産契約の制度を利用しやすいものにするための方策については、今後の検討課題とする。

### 二 法定財産制

現在の制度を当面維持するものとする。

(後注) 夫婦の一方の所有名義の不動産でその共同生活の用に供されているものについて、所有名義人の一方的な処分により他の一方の配偶者の居住が侵害されないようにするための方策については、その夫婦の離婚の場合及び所有名義人の死亡による相続の場合における他方配偶者の居住の保護の方策とも併せて、今後の検討課題とする。

## 第四 離婚

### 一 協議上の離婚

#### 1 協議離婚後の親子の面接交渉（七六六条関係）

- (一) 父母が協議上の離婚をするときは、その協議により、子の監護に必要な事項の一として、父母の一方で離婚後子の監護をすべき義務を負わない者と子との面接交渉について定めることができるものとする。  
(二) (一)による定めをする場合においては、子の利益を最も優先して考慮しなければならないものとする。  
(三) (一)の事項について、当事者間に協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定めるものとする。  
(四) 子の利益のために必要があると認めるときは、家庭裁判所は、(一)又は(二)の定めの変更について相当な処分を命ずることができるものとする。

(後注) 七六六条の「監護」の範囲を条文上明記すべきかどうか、及び離婚後における父母の共同親権の制度（又は共同監護の制度）を採用すべきかどうかについては、今後の検討課題とする。

(一) 協議上の離婚をした者の一方は、離婚に伴う当事者間の財産上の衡平を図るため、相手方に対して財産の分与を請求することができるものとする。

(二) (一)による財産の分与について、当事者間に協議が調わないときは、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対し協議に代わる処分を請求することができるものとする。ただし、離婚の時から1年を経過したときは、この限りでないものとする。

(三) (1)の場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって取得し又は維持した財産の額並びにその取得又は維持についての各当事者の寄与の程度、婚姻の期間、婚姻中の生活の水準、婚姻中の共同生活の維持についての各当事者の協力の態様及び程度、各当事者の年齢、心身の状況、職業、収入及び稼働能力その他的一切の事情を考慮し、分与させるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めるものとする。この場合において、当事者双方がその協力により財産を取得し又は維持するについての各当事者の寄与の程度は、その異なることが明らかでないときは、等しいものとする。

(後注) 協議離婚時の離婚意図の真正を確保する手続を設けるべきかどうかについては、今後の検討課題とする。

## 一 裁判上の離婚

### 1 離婚原因 (七七〇条関係)

(一) 夫婦の一方は、次の場合に限り、訴えをもつて離婚を請求することができるものとする。ただし、(1)又は(2)の事由については、婚姻関係が回復の見込みがない程度に破綻していないときは、この限りでないものとする。

- ① 配偶者に不貞な行為があつたとき。
- ② 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
- ③ 配偶者の生死が三年以上明らかでないとき。
- ④ 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
- ⑤ 夫婦が五年以上継続して共同生活をしていないとき。
- ⑥ その他婚姻関係が回復の見込みがない程度に破綻しているとき。

(二) 裁判所は、(一)各号の事由がある場合(一)(1)又は(2)の事由については、その事由により婚姻関係が回復の見込みがない程度に破綻している場合)でも、離婚により夫婦の一方又は子が精神的、社会的又は経済的に著しく苛酷な状態に置かれるときは、離婚の請求を棄却することができるものとする。

(後注) 離婚制度を見直す見地からの裁判離婚手続の在り方については、裁判離婚事件を家庭裁判所の管轄とするかどうかを含め、今後の検討課題とする。また、離婚後の養育費の支払債務その他の家事債務の履行確保の方法についても、同様とする。

## 第五 相続

### 一 嫡出でない子の相続分(九〇〇条四号ただし書関係)

嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分と同等とするものとする。

(後注) 認知制度の見直し及び相続に際しての生存配偶者の居住の保護の方策については、今後の検討課題とする(第三、二の後注参照)。

## 夫婦の氏に関する各国法制

婚氏制	国名	夫婦の氏(姓)に関する法律等
同氏制	日本	夫又は妻の氏を称する。
	トルコ	妻は夫の姓を称する。
	インド	妻は夫の氏を称する。
選択制	ドイツ	夫又は妻(同姓)若しくは各自の姓(別姓)を称する。 姓を改めた者は、二重姓も認められる。 (1993年別姓を選択できる法律可決)
	スウェーデン	夫又は妻(同氏)若しくは各自の氏(別氏)を称する。 自己の氏又は相手の氏を中間氏とすることもできる。 (1983年氏名法)
	フランス	各自の氏(別氏)を称するが、妻は婚姻中夫の氏を称する権利を有する。
	オーストリア (夫の氏が優先)	夫又は妻の氏(その決定がない場合は夫の氏)を称する(同氏)。 自己の氏を後置することもできる。 (1995年氏名法変更法93条)
	スイス (夫の氏が優先)	夫の氏を称するが、正当な利益があれば、妻の氏を称することもできる(同氏)。 自己の氏を前置することもできる。 (1984年改正)
	オランダ (夫の姓が優先)	妻は夫の姓(同姓)又は自己の姓(別姓)を称する。 妻は自己の姓を後置することもできる。 (民法典第1巻第9条)
別氏制	韓国	各自の氏を称する。
	中国	各自の氏を称する。
	カナダ(ケベック州)	各自の氏を称する。
その他	イギリス	不当な目的でない限り、自由に氏を選択する権利を有するが、妻が夫の氏を称するのが通例。
	アメリカ	州によって制度が異なり、制定法を有する州もある。